

## 第二節 明治三十五年

明治三十五年東京美術學校年報

### 甲 款

#### 概況

明治三十五年七月一日卒業証書授與式ヲ行ヒ同日ヨリ七日マデ一週間生徒成績展覽會ヲ本校内ニ開キテ公衆ノ縦覽ヲ許シ以テ本校生徒ノ成績ヲ社会ニ示シタリ 本年度内ニ於テ鑄金科及漆工科生徒ノ智識ヲ養フガタメニ實習時間内ニ於テ直接實技ニ關係アル講議ヲ課シタリ 即チ鑄金科生徒ニハ鑄金術並ニ機械工學大意ヲ課シ漆工科生徒ニハ蒔繪製作法ヲ課シタルコト之ナリ

本校入學者中俊秀ヲ拔擢スル目的ヲ以テ本校規則第九條但書ニ依リ中學校卒業生ニ仮入學ヲ許シテ三四ヶ月間實技ヲ學修セシメ其結果ニ依リテ入學ヲ許シタルハ前年ノ如クニシテ入學後ノ成績大ニ見ルヘキモノアルハ喜ブベキ現象ナリトス

規程  
本年度内ニ於テハ本校規則又ハ内規ノ改正創立等ナシ  
設備  
本校敷地ノ狹隘ナルハ毎年本項ニ於テ述ブル所ノ如ク其校舍ハ明治十年教育博物館トシテ建造シタルモノヲ充用シ居ルガ故ニ逐年破損汚腐ノ箇所ヲ増シ漸次危殆ニ赴キ改築ノ必要ハ倍々焦眉ノ急ニ迫ルヲ以テ数年前ヨリ之ヲ本項ニ於テ申報シ一面ニ於テハ改築

ノ計畫アラシムコトヲ具申スルモ未ダ其運ビニ至ラズ 然レドモ之レ放擲シ置クベキニアラズ 速ニ改築ノ計畫アラシムコトヲ望ム 講議室ハ從來二室ヲ充用スルノミニシテ講授上不便尠カラズ 他室ヲ流用セントスルモ既ニ亦不足ヲ告グルノ際ニシテ如何トモスベキナシ 少クモ一棟ヲ増築スルノ必要アリ 從來ノ建物中教授上不便ナルタメ移築シタルモノ一棟アリ

#### 職員

教授助教授書記<sup>〔解説〕</sup>ハ定員ニ滿タズ 目下ノ費額ニテハ之ヲ充タスニ足ラザレバナリ 而シテ今其人員ヲ昨年度末ニ比スルニ教授ニ於テ三人ヲ増シタルハ不足ヲ補ヒタルニ依リ嘱託講師ニ於テ一名ヲ減シタルハ教授ニ任用セラレタルニ基ケリ 此他助教、書記、嘱託教員、副科嘱託員、教務員、事務員ニハ増減ナシ

外國留學生ハ教授一人、助教二人、助手一人アリ之ヲ昨年度末ニ比スレバ助教ニ於テ一人ヲ増セリ

休職員ハ助教四人アリテ昨年度末ニ比スルニ教授一人ヲ減セリ之レ其満期トナリシニ依レリ

#### 生徒

生徒ノ操行及學力、入學者ノ程度年齢並ニ健康ノ狀態ハ前年ニ比シテ共ニ著シキ差異ヲ見ズ

生徒ノ入退學ニ就キテ之ヲ前年度末ニ比スレバ入學者ニ於テハ豫備ノ課程ハ二十二人ヲ増シ撰科八十八人ヲ減シ再入學ニ二人ヲ増シタリ 退學者ニ於テハ依願退學ハ五人ヲ増シ死亡者モ亦三人ヲ増セリ

又本年度末ノ現員ヲ前年度末ニ比スレバ豫備ノ課程ニ三十一人ヲ

圖按科ニ五人ヲ増シ日本畫科二十人ヲ彫刻科ニ六人ヲ撰科ニ十七人ヲ減シ其他ハ一二人ノ増減アルノミ

本年度内ニ於テ卒業シタルモノハ各本科生二十九人各撰科生二十八人圖畫講習科生三人ニシテ計六十人ナリ

明治三十五年九月ヨリ學術品行共ニ優等ナルヲ以テ本校規則第十八條ニ依リ一學年ノ授業料ヲ免除シ特待生ヲ命シタルモノ十一人アリ

實業學校教員養成規程ニ依リテ生徒ニ學資ヲ補給スルハ本校ニ於テハ明治三十五年四月ヨリ實施セラレタルモノニシテ本年度ニ於ケル補給人員ハ計五人アリ

明治三十六年七月卒業スベキ生徒ヲシテ實地ニ就キテ修學セシムルタメ三十五年九月末ヨリ十月初旬ニ至ルマデ二週間ヲ以テ教授一人助教二人嘱託教員一人ヲシテ生徒ヲ引率セシメ京都奈良ニ出張ヲ命ジタルコト前年ニ同ジ

本校生徒ハ皆自費通學ナルヲ以テ寄宿生ニ關スル事項ノ申報スベキモノナシ

#### 将来施設上必要ト認ムル件

壯年有爲ノモノヲシテ西洋美術ノ趨勢ヲ觀察セシムルト共ニ其意匠手法ヲ修得セシメ以テ本邦美術ノ改善發達ヲ圖ルハ美術上ノ急務ナリ 故ニ毎年本校職員中又ハ卒業生中ヨリ将来有望ノ壯年三四名ヅ、ヲ拔擢シテ外國留學ヲ命ゼラルコト必要ナリ

外國教師ヲ雇入レ西洋繪畫ノ意匠手法ヲ教授セシムルハ畜ニ本校生徒教養上必要ナルノミナラズ延テ世間ニ於ケル西洋畫發達ノ上ニモ其利益ヲ及ボス尠カラザルモノアルヲ以テ前年度本報中ニモ

之ヲ要求シタルガ未ダ雇入レノ運ビニ至ラズ 速ニ實施セラレンコト切ニ希望スル所ナリ

建築科ハ明治二十二年本校開設ノ際規則中ニ之ヲ置クノ條項アルモ経費ノ足ラザルガ爲ニ今ニ至ル十有余年ノ久シキ實施スル能ハズ 翻テ社會ノ状況ヲ見ルニ比年漸ク建築裝飾ノ需要多キヲ加フルヲ以テ速ニ之ガ新設ヲ計畫セラレンコト前年モ本報中ニ記スガ如ク偏ニ希望スル所ナリ

製版科新設ノ必要モ亦前年度年報中ニ記スガ如シ 蓋シ本邦ノ製版術ハ其發達甚ダ遅タトシテ未タ西洋製版術ト頡頏スルニ至ラズ 故ニ美術作品ノ複製ノ如キハ體裁ヲ損ジ趣味ヲ没シ遺憾少カラザルヲ以テ本校ニ之ヲ新設シテ缺點ヲ補フハ是亦必要ノコトナリトス

圖畫教員ハ今ヤ各種學校ノ増設ト共ニ大ニ不足ヲ感ゼリ 宜シク本校圖畫講習科ノ規模ヲ擴メ課程ヲ改メテ之ヲ圖畫師範科トシ以テ完全ノ圖畫教員ヲ養成シ不足ヲ補フハ蓋シ目下ノ急務ナリトス 本邦美術工藝ノ進歩ノ遅々タルハ藝術家ガ科學ノ智識ヲ度外視スルニアリ 故ニ從來本校ニ於テハ工藝科ニ應用化學ヲ課シテ之ガ智識ヲ養成スルヲ務ムト雖規模甚ダ少ナルヲ以テ充分ノ効果ヲ見ル能ハズ 宜シク其教室ヲ新設シ器具ヲ整備シ以テ此缺點ヲ補フベキナリ

参考品陳列館及圖書館ヲ新築シ蒐集收藏スル所ノ圖書作品ヲ廣ク公衆ニ示シ若クハ研究シタル事項ヲ講話シ又ハ之ヲ出版シテ社會ノ裨益ヲ圖リ奈良研究所ヲ設置シテ美術上ノ研究ニ資スルノ傍ヲ

名品傑作ヲ集メ美術史ヲ編纂シテ美術上ニ貢獻スルノミナラズ文  
學上ノ欠典ヲ補ヒ生徒成績品陳列室ヲ新設シテ本校ノ成績ヲ博ク  
内外人ニ示ス等ノ必要ナルコトハ前年提出シタル年報中ニモ記シ  
タル如クニシテ各項孰レモ速ニ之ガ施設ヲ要ス

校舎ノ狹隘ト不適當ナルコトハ設備ノ項ニ於テ述ブル所ノ如ク之  
ガ施設ヲ要スルハ本校目下ノ急務ナリ

講議室増築ノ必要ナル是亦設備ノ項ニ於テ述ブル所ノ如シ  
本校ニハ雨天体操場ノ設ケナシ 速ニ新設スルヲ要ス

教授助教授ノ不足ハ教課上缺典トスル所ナリ 然レドモ現今ノ經  
費ニテハ到底充實セシムルヲ得ザルヲ以テ之ガ費額ヲ増ス必要アリ

圖書標本ハ他學校ニ比シテ高價ノモノ多ク且ツ擴ク蒐集スルノ要  
アリ 毎年少許ヲ購入スト雖モ未ダ不足ヲ免レズ漸次増備ノ必要  
アルヲ以テ其費用ヲ増加セラレンコトヲ切望スル所ナリ

學生費ハ現今ノ額ニテハ不足ヲ告ゲ生徒ヲシテ充分ノ修學旅行ヲ  
ナサシムル能ハズ 從テ見聞ヲ廣メ良績ヲ學グルニ難シ 且本校

規則研究科規程中ニ旅行ヲナサシムルノ規程アルモ從來費用ノ足  
ラザルガタメ空文ニ屬シ遺憾トスル所ナリ 故ニ本費用ヲ増額ス  
ル亦必要ナリ

雜件

前々年度以來研究生ノ實驗ニ資スルタメ依託ヲ受ケタル滋賀縣下  
社寺ノ寶物修繕事業ハ本年度ニ至リテ悉皆竣成セリ

生徒實驗ノ資ニ供スルタメ諸向ノ依嘱ヲ受ケ製作ニ從事シタルモ

ノ、中重ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ

|   |                |    |         |            |
|---|----------------|----|---------|------------|
| 一 | 仙台昭忠像          | 壹基 | 前年度ヨリ繼續 | 仙台昭忠會依嘱    |
| 一 | 故佐久間貞一胸像       | 壹軀 | 同       | 日本圖書株式會社依嘱 |
| 一 | 鍛金釣燈籠          | 壹對 | 本年度受託   | 近衛師團司令部依嘱  |
| 一 | 鑄銅ライオン商標       | 壹個 | 同       | 小林富次郎依嘱    |
| 一 | 第五回博覽會塑造觀音噴水   | 壹基 | 同       | 農商務省依嘱     |
| 一 | 同堺水族館塑造龍神噴水    | 壹基 | 同       | 同          |
| 一 | 同上鑄鐵小兒噴水       | 壹基 | 同       | 同          |
| 一 | 鴨場模型           | 壹個 | 同       | 同          |
| 一 | 淺草公園噴水鑄銅龍神化身神像 | 壹基 | 同       | 東京市役所依嘱    |

解説

1 教授、助教授、書記の定員

135頁に記したとおり、三月二十七日教授の定員は十八人から二十三人へ、助教授の定員は二十三人から二十四人へと改正されたが実際の員数は教授十九人、助教授は十五人であった。書記の定員は従来どおり五人で、実際の員数は三人であった。なお、左記の表は人員の面での本校の規模を諸学校と比較するための参考として掲げるものである。

勅令第九十九号による文部省直轄諸学校職員定員